

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 2 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度の地域支援事業の実施にあたり、今般「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知）の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の一部を改正しました。

つきましては、改正後全文等を以下の厚生労働省ホームページに掲載するとともに、別添のとおり改正点をまとめましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

【改正後全文等の掲載先（厚生労働省ホームページ）】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html>

【主な改正点】

別添のとおり

【照会先】

厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室 地域包括ケア推進係
TEL : 03-5253-1111（内線 3986）

令和6年度地域支援事業交付金交付要綱改正の概要

1. 令和6年度制度改正等の反映

(1) 総合相談支援事業の一部委託

令和6年度より、地域包括支援センターが実施する総合相談支援事業について、その一部を外部に委託することが可能とされたことに伴い、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）における所要額の計算方法及び様式の修正を行う。

※ 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）にかかる経費と介護予防支援等に要する経費の按分が困難であることから、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）にかかる経費に介護予防支援等に要する経費を加え、介護予防支援等にかかる収入額を差し引くことで調整を行っている。

今般委託可能となった総合相談支援事業については、介護予防支援等と明確に切り分けることが可能であることから、総合相談支援事業の一部委託にかかる委託費に対して介護予防支援等による収入額が充当されることのないよう、計算式の修正を行うもの。

(2) 住民参画・官民連携推進事業

令和6年度から新たに実施可能となった住民参画・官民連携推進事業について、基準額の設定及び様式の修正を行う。

(3) 総合事業上限額及び個別協議要件

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正（令和5年政令383号）等により総合事業上限額の個別協議要件の見直しが行われ、令和6年度より適用されることに伴い、様式の修正を行う。

また、令和6年度の基準額（上限額）の計算式について、令和6年度における高齢者の伸び率を乗じるよう修正を行う。

(4) 介護用品支給事業

介護用品支給事業について、第9期（令和6年度～令和8年度）の取扱いに沿うよう、様式の修正を行う。

2. その他

1のほか、地域支援事業実施要綱における文言や事業内容の修正の反映、様式の簡略化等を行う。